議案第54号

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第38号)の一部を次のように改 正する。

別表第2中8の項を9の項とし、同表7の項特定個人情報の欄中「障害者の日常生活 及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)」を「障害 者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項を同表8の項 とし、同表6の項の次に次のように加える。

市長

|障害者の日常生活及び社会生活を総|身体障害者福祉法(昭和24年法律 給付の支給又は地域生活支援事業の 関する法律 (昭和25年法律第123

合的に支援するための法律(平成17 第283号)による身体障害者手 年法律第123号)による自立支援|帳、精神保健及び精神障害者福祉に

| 実施に関する事務であって規則で定 | 号)による精神障害者保健福祉手帳 |
|------------------|-------------------|
| めるもの | 若しくは知的障害者福祉法(昭和35 |
| | 年法律第37号)にいう知的障害者 |
| | に関する情報又は地方税関係情報で |
| | あって規則で定めるもの |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の 支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務における特定個人情報の利用範囲を定め るため、本案を提出する。